

栃木県公報

令和 4 (2022)年 11月 8 日(火) 第353号

目	次
告	示

告示

栃木県告示第525号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和4 (2022) 年11月8日から同年12月7日まで 一般の縦覧に供する。

令和4 (2022) 年11月8日

栃木県知事 福 田 富 一

整理	番号		各	線	名	1		供	用	開	始	0)	X	間		供用開	開始の期日	-
		一般 国 道 408 号真岡市寺内字大野原1208-1から 真岡市西高間木627-1まで									令和 4 11月 8		Ē					
14	4	主鹿	要沼	地日	方光	. —	鹿沼市.									令和 4 11月 8	(2022)年 日	Ξ.

(道路保全課)